

## ☆有期雇用特別措置法の基本的な仕組み

平成27年4月1日より「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）が施行され、「無期転換ルール」の対象となる労働者のうち

- (1) 専門的知識等を有する有期雇用労働者（高度専門職）
- (2) 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）

については、雇用管理に関する所定の措置を講じた上で、労働局長の認定を受けた場合には、無期転換申込権が発生しないこととされています。

[無期転換ルールの特例](#) [検索](#)

○本件についてのお問い合わせは・・・

厚生労働省のホームページでご確認いただくか

島根労働局雇用環境・均等室 〒690-0841 松江市向島町 134-10

電話 0852-31-1161 FAX0852-31-1505 までお問い合わせください。